

別 添

国自安第55号
国自貨第40号
平成29年6月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の
一部改正について

今般、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。）及び「荷主勧告事務の細部取扱い等について」（平成29年6月30日付け国自貨第38号。）の制定を踏まえ、「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第463号、国自貨第98号）の一部を別紙新欄のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自総第 463号 国自貨第 98号 平成15年 2月14日 一部改正 国自安第 75号 国自貨第 212号 平成20年 3月28日 一部改正 国自安第 304号 国自貨第 144号 平成26年 3月24日 一部改正 国自安第 55号 <u>国自貨第 40号</u> <u>平成29年 6月30日</u></p>	<p>国自総第 463号 国自貨第 98号 平成15年 2月14日 一部改正 国自安第 75号 国自貨第 212号 平成20年 3月28日 一部改正 国自安第 304号 国自貨第 144号 平成26年 3月24日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>
<p>自動車交通局総務課安全対策室長 自動車交通局貨物課長</p>	<p>自動車交通局総務課長 自動車交通局貨物課長</p>
<p>元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて</p>	<p>元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて</p>
<p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定（元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定）が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。</p>	<p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定（元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定）が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。</p>

記

1 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者（以下「元請事業者」という。）及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者（以下「下請事業者」という。）に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。以下「監査方針」という。）に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。

① （略）

② 「荷主勧告事務の細部取扱い等について」（平成29年6月30日付け国自貨第38号）により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日までに当該警告書に係る違反行為と同様の違反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事業者

③ （略）

④ （略）

2 （略）

3 （略）

附 則 （略）

附 則 （平成29年6月30日付け国自安第55号、国自貨第40号）

この通達は、平成29年7月1日から施行するものとする。

記

1 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者（以下「元請事業者」という。）及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者（以下「下請事業者」という。）に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「自動車運送事業の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。以下「監査方針」という。）に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。

① （略）

② 「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」（平成26年1月22日付け国自貨第103号。）により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日までに当該警告書に係る違反行為と同様の違反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事業者

③ （略）

④ （略）

2 （略）

3 （略）

附 則 （略）